

北海道配偶者暴力相談支援センター運営要綱 改正案（新旧対照表）

旧（改正前）	新（改正案）	備考
<p>第1 目的 この要綱は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、道設の「配偶者暴力相談支援センター」（以下「支援センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施機関 支援センターは、北海道立女性相談援助センター条例第1条第3項において規定する「北海道立女性相談援助センター」のほか、本要綱により、次の機関において、その機能を有するものとする。 1 総合振興局・振興局（保健環境部環境生活課） 2 本庁（環境生活部くらし安全局道民生活課）</p> <p>第3 業務 支援センターが行う業務は、次のとおりとする。 1 共通事項 (1) 配偶者暴力相談支援に関し、法第3条第3項第1号、第4号、第5号及び第6号に掲げる業務 (2) 被害者の保護のための関係機関の連携協力に関し、法第3条第5項及び第9条の業務（他の支援センター及び所管区域内の関係機関等と連携を図ること） (3) 業務内容の説明及び助言等に関し、法第7条に掲げる業務 (4) 保護命令事件の審理の方法に関し、法第14条第2項及び第3項の業務 (5) 保護命令の申立てについての決定等に関し、法第15条第4項の業務 (6) 即時抗告に関し、法第16条第7項の業務 2 北海道立女性相談援助センターにあっては、前項のほか配偶者暴力相談支援に関し、法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる業務</p> <p>第4 業務処理 支援センターの業務処理方針は、次のとおりとする。 1 共通事項 (1) 前項の1に掲げる業務を行うにあたっては、別に定める「DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブック（平成23年3月・環境生活部くらし安全局くらし安全推進課作成）」を基本に業務を処理する。 また、個人のプライバシー保護に十分留意するとともに、専用の相談電話の設置及び相談室の確保に努めるものとする。</p>	<p>第2 実施機関 支援センターは、北海道立女性相談援助センター条例第1条第3項において規定する「北海道立女性相談援助センター」のほか、本要綱により、次の機関において、その機能を有するものとする。 1 総合振興局・振興局（保健環境部社会福祉課） 2 本庁（保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課）</p>	<p>※所管部の移管 に伴う変更</p>

北海道配偶者暴力相談支援センター運営要綱 改正案（新旧対照表）

旧（改正前）	新（改正案）	備考
<p>(2) 前項の1の(3)に掲げる業務について、保護命令の申立てに関する法第14条第2項の規定による裁判所の求めに応じ提出する書面は、内閣府男女共同参画局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成25年12月26日付け府共第821号・雇児発1226第2号）別紙1を用いるものとする。</p> <p>(3) 業務処理を行った経過は、別記様式1により記録し、5年間保管する。</p> <p>2 女性相談援助センターは、第3の2に掲げる業務を行うにあたっては、別に定める「北海道立女性相談援助センター運営要綱」に基づいて、業務を処理する。</p> <p>3 支援センターの窓口開設時間 土曜日及び日曜日並びに祝日、年末年始を除く日の9時から17時までとする。 ただし、北海道立女性相談援助センターの一部業務（夜間電話相談及び一時保護に係る連絡を受けること）を除く。</p> <p>第5 報告 各支援センターは、業務処理状況を次により報告するものとする。</p> <p>1 北海道立女性相談援助センター 別に定めるところにより、配偶者からの暴力に関する相談件数等を翌月10日までに<u>環境生活部長</u>に報告する。</p> <p>2 総合振興局・振興局 各月の業務処理状況を、別記様式2により集計し、翌月10日までに<u>環境生活部長</u>に報告する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。</p> <p>2 本要綱の施行に伴い、「北海道配偶者暴力相談支援センター運営要領（平成14年8月30日男女第160号）」は廃止する。</p>	<p>第5 報告 各支援センターは、業務処理状況を次により報告するものとする。</p> <p>1 北海道立女性相談援助センター 別に定めるところにより、配偶者からの暴力に関する相談件数等を翌月10日までに<u>保健福祉子ども応援社会推進監</u>に報告する。</p> <p>2 総合振興局・振興局 各月の業務処理状況を別記様式2により集計し、翌月10日までに<u>保健福祉子ども応援社会推進監</u>に報告する。</p> <p>3 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<p>※所管部の移管 に伴う変更</p>